

事務連絡
令和2年12月16日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会 御中

観光庁

広島市を目的地とする旅行・広島市に居住する方の旅行における
Go To トラベル事業の取扱いについて

Go To トラベル事業については、これまで、感染状況、医療状況などを踏まえ、各知事の意見も伺いつつ、必要な措置を講じてきているところです。

12月14日(月)には、第49回新型コロナウイルス感染症対策本部における菅総理大臣からの指示を踏まえ、札幌市、大阪市、名古屋市及び東京都の旅行の取扱い並びに年末年始における全国的な旅行の取扱いについて措置を講じることとしたところです。

今般、広島市の旅行の取扱いについて、以下の措置を講じることとしましたので、お知らせします。

貴協会におかれましては参加会員に対し、下記の内容について周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知は当面の措置の内容とキャンセル対応に当たっての大まかな考え方を示すものですので、具体的な条件、申請方法や申請時期等の詳細については、Go To トラベル事務局のホームページ等において改めて公表することといたします。

記

I. 広島市を目的地とする旅行について

(1) 新規予約の取扱い

- ・ 12月27日(日)までに開始する旅行の新たな予約について、本事業の適用を一時停止します。

(2) 既存予約の取扱い

- ・ 12月24日(木)から12月27日(日)までの間に開始する旅行の既存予約(12月16日(水)24時までにはされていた予約とします。)について、本事業の適用を一時停止します。
(旅行者及び事業者双方への周知が必要であることに鑑み、12月23日(水)までに開始する旅行については、支援の対象とします。)

(3) キャンセルの取扱い

- ・ 12月27日(日)までに開始する旅行の既存予約(12月16日(水)24時までにはされていた予約とします。)について、12月26日(土)まで、無料でキャンセル可能とします。

II. 広島市に居住する方の旅行について

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

- ・ 新規予約・既存予約を問わず、12月27日(日)24時まで、本事業を利用した旅行を控えていただくよう呼びかけます。

(2) キャンセルの取扱い

- ・ 12月27日(日)までに開始する旅行の既存予約(12月16日(水)24時までされていた予約とします。)について、12月26日(土)まで、無料でキャンセル可能とします。

III. キャンセル料の負担について

- ・ これらの措置により、既存予約(※)のキャンセルを受けた事業者に対しては、キャンセル料発生の有無に関わらず、一律、旅行代金の35%に相当する額(上限は1万4千円/人泊)を本事業の予算から負担します。

※12月15日(火)24時時点においてされていた予約に限ります。

以 上